○農林水産省告示第二千四百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十一月二十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　長野県長野市鬼無里日影字直路一三八六のイの一、一五七六の口、一五七九、一五八〇の一、一五八一、一六二八、一六二九の一、一六二九の二、字上沼一七四七のイ、一七五八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十一月二十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　長野県飯田市上村二の一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十一月二十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十一月二十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県八代市泉町樅木字樅木八九の四・九〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十一月二十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県甲賀市信楽町黄瀬字角チ二八〇八の四九〇、二八〇八の四九二・二八〇八の四九三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二八〇八の五一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十一月二十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県岐阜市大字太郎丸字小万場二一六二の一三一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十一月二十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県岐阜市上加納山四七〇二の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十一月二十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県瀬戸市白岩町六の六・六の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六の七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び瀬戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十一月二十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十一月二十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十一月二十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）